

令和5年度第2回愛知県都市計画審議会

令和6年2月7日（水）午後2時00分

愛知県庁本庁舎 6階 正庁

【事務局：都市計画課】

定刻となりました。ただいまから令和5年度第2回愛知県都市計画審議会を開催します。

初めに、傍聴される方へお願いです。

携帯電話は、電源を切っていただくかマナーモードにさせていただき、静粛に傍聴してくださいますようお願いいたします。

録画・録音等は禁止となっております。

その他、会議の秩序を乱す行為、議事進行の妨げとなる行為はお控えいただきますよう、円滑な議事進行に重ねてお願い申し上げます。

ここで、本日会議で使用する資料について御説明させていただきます。

資料は、ペーパーレス化により、全てタブレットにございます。なお、資料にメモ書きをなさりたい場合には、別途紙の資料も御用意しておりますので、職員にお声がけください。

続きまして、タブレットの操作方法について説明させていただきます。正面の職員が操作を示しますので、御覧ください。

お手元のタブレットの画面が暗くなっている方は、下の丸いボタンを1回押してください。そうしますと画面が起動します。

もう一度ボタンを押していただくと、本日使用する全ての資料の一覧が表示されます。表示されない場合は、職員にお声がけください。

今度は、左上から3番目にあります「01 第1号議案」と書かれた資料をタップしてください。そうしますと画面に議案が表示されます。

画面を左右にスライドしていただくと、ページを進めたり戻したりすることができます。また、2本指で広げたりつまんだりすると、画面を拡大したり縮小することができます。

画面をつまんで縮小の操作を続けていただきますと、全てのページ一覧が表示されます。ここで御覧になりたいページをタップしていただくと、目的のページに素早く移動することができます。また、画面左上の矢印マークをタップしていただきますと、最初の資料一覧に戻ることができます。左上の矢印が表示されていない場合は、画面の中央をタップし

ていただきますと矢印が表示されます。

それでは、左上の矢印ボタンをタップしていただき、最初の一覧画面にお戻りいただけますでしょうか。

なお、議案説明の際、位置図や図面等の該当ページにつきましては、正面に設置してございますモニターにて表示させていただきます。

次に、マイクの使用方法について御説明させていただきます。

御発言の際、マイク右下のボタンを押してから御発言いただきますようお願いいたします。ランプが点灯し、マイクのスイッチが入ります。御発言を終えられましたら、再びボタンを押してスイッチを切っていただくようお願いいたします。また、音声聞き取りにくい場合がございますので、できる限りマイクに近づいて御発言いただきますようお願いいたします。不具合や不明な点がございましたら、職員にお声がけください。

次に、当審議会委員の方に異動がございましたので御紹介申し上げます。

タブレット端末の画面が暗くなっている方は、下側中央ボタンを1回押していただくと画面が起動します。もう一度ボタンを押していただくと資料フォルダが表示されます。

画面左上「000 次第」をタップしていただけますでしょうか。

画面を右から左にスワイプして2ページ目を開いていただきますと、愛知県都市計画審議会委員名簿がございますので、御覧ください。

学識経験者として任命された委員のうち、7名の方が昨年11月18日に任期満了となりましたが、秀島委員、加藤委員、中野委員、川野委員、梶田委員、李委員の6名の方々につきましては引き続き委員をお願いいたしました。

次に、新たな委員を御紹介申し上げます。

法律の分野の学識経験委員として、愛知学院大学准教授神田桂委員でございます。

【委員：愛知学院大学准教授 神田桂】

愛知学院大学の神田と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局：都市計画課】

また、本日、上程議案に区域区分として市街化区域及び市街化調整区域に関する案件がございますので、当該案件につきまして、臨時委員の方に御出席をお願いしております。

本日御出席の臨時委員の方を御紹介申し上げます。

愛知県土地改良事業団体連合会専務理事の中根俊樹委員でございます。

【臨時委員：愛知県土地改良事業団体連合会専務理事 中根俊樹】

愛知県土地改良事業団体連合会専務理事の中根でございます。本日はよろしくお願ひします。

【事務局：都市計画課】

なお、関係行政機関の職員の委員の皆様におかれましては、本日、所用により御欠席ですので、代理の方を御紹介いたします。

東海農政局農村振興部農村計画課小林悟課長様でございます。

【委員（代理出席）：東海農政局農村計画課 小林悟】

東海農政局農村計画課長の小林でございます。よろしくお願ひします。

【事務局：都市計画課】

続きまして、中部地方整備局企画部広域計画課野村博様でございます。

【委員（代理出席）：中部地方整備局広域計画課 野村博】

中部地方整備局広域計画課の野村です。よろしくお願ひいたします。

【事務局：都市計画課】

続きまして、愛知県警察本部交通部交通規制課金崎翔平様でございます。

【委員（代理出席）：愛知県警察本部交通規制課 金崎翔平】

県警本部交通規制課長の金崎と申します。よろしくお願ひします。

【事務局：都市計画課】

なお、本日は2分の1以上の委員の皆様に出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

さて、先ほど御報告いたしましたとおり、学識経験委員の方々の任期満了に伴い、現在、会長職が空席となっております。

そこで、会長が選出されるまでの間の議長につきましては、丹羽委員にお願ひいたします。

丹羽委員につきましては、昨年11月に、愛知県都市計画審議会条例第4条第3項に基づき会長職務代理者として会長から指名を受けております。

それでは、丹羽委員、議長席に御移動をお願ひいたします。

(議長席へ移動)

【会長職務代理者：愛知県議会議員 丹羽洋章】

ただいま御紹介いただきました丹羽洋章でございます。

会長職務代理者として、新会長選出までの間議長を務めさせていただきます。よろしく

お願いをいたします。

まず初めに、本日の議事録署名者を指名いたします。

愛知県都市計画審議会運営規程第8条第1項に基づいて、梶田悦子委員、そして高橋正子委員を指名いたします。よろしくをお願いをいたします。

それでは、早速でございますが、愛知県都市計画審議会会長を選出することといたします。

選出方法を事務局から説明してください。お願いいたします。

【事務局：都市計画課】

御説明申し上げます。

皆様、お手元のタブレット端末の画面が暗くなっている方は、画面中央下にごございますボタンを軽く2回押してください。「000 次第」をタップして開いていただけますでしょうか。

「000 次第」を開いて、当審議会の条例、運営規程の抜粋を御覧いただきたいと思えます。次第、委員名簿、議席案内、条例運営規程等の抜粋の順になっております。画面をスワイプしていただいて資料を進めたり戻したりできますので、御覧いただきますようお願いいたします。

愛知県都市計画審議会条例第4条第1項に基づき、当審議会の会長は、第2条第1項第1号に掲げる者、つまり、学識経験がある者として知事から任命された委員のうちから、委員の皆様の選挙により定めると規定されております。

具体的な選出方法につきましては、愛知県都市計画審議会運営規程第2条に定められております。

まず、第2条第1項において、無記名投票を行い、学識経験者のうち有効投票の最多数を得た者を会長とする、選挙による方法が定められております。

次に、第2条第3項において、委員の皆様に御異議がなければ、第1項の選挙につきまして指名推選の方法、つまり、委員の皆様から会長候補を推薦していただき選ぶ方法も採用できると定められております。

以上でございます。

【会長職務代理者：愛知県議会議員 丹羽洋章】

ありがとうございます。

ただいま、事務局から会長の選出方法について説明がございました。

そこで、今回の会長の選出方法でございますが、どのような方法によるべきか、委員の皆様方にお諮りしたいと思います。

どなたか、御意見はございますでしょうか。

石塚委員。

【委員：愛知県議会議員 石塚吾歩路】

私は、先ほど事務局から説明がありました方法のうち、会長候補を推薦して決める指名推選の方法がよろしいかと思えます。

【会長職務代理者：愛知県議会議員 丹羽洋章】

ありがとうございます。

ただいま石塚委員から、指名推選の方法を採用したらどうかとの御発言がございました。

ほかに御意見はございますでしょうか。

よろしいですか。

ほかに御意見もないようですので、会長の選出は指名推選の方法を用いることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【会長職務代理者：愛知県議会議員 丹羽洋章】

ありがとうございます。御異議ないものとして認めました。

指名推選の方法をもって会長を選出することといたします。

会長の選出に当たり、改めて事務局から学識経験委員を御紹介ください。お願いいたします。

【事務局：都市計画課】

御紹介いたします。

学識経験者として任命された委員は、次の8名の方々でございます。

土木・防災の分野から、名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三委員。

都市計画・交通工学の分野から、名古屋大学大学院教授 加藤博和委員。

経済の分野から、名古屋大学大学院教授 中野牧子委員。

法律の分野から、愛知学院大学准教授 神田桂委員。

建築の分野から、椋山女学園大学准教授 川野紀江委員。

環境・衛生の分野から、名古屋大学名誉教授 梶田悦子委員。

社会福祉の分野から、愛知県県立大学教授 田川佳代子委員。

農業の分野から、岐阜大学准教授 李侖美委員。

以上でございます。

【会長職務代理者：愛知県議会議員 丹羽洋章】

ありがとうございます。

それでは、どなたか会長候補を推薦していただけますでしょうか。

川野委員。

【委員：椛山女学園大学准教授 川野紀江】

私は、秀島委員を推薦いたします。

秀島委員は、土木・防災の専門家として、その優れた見識と豊富な経験を生かし各方面で御活躍されております。そして、当審議会においては平成28年2月より8年にわたり委員を務められており、また、専門部会の部会長も務められております。

このように経験豊富な秀島委員を審議会会長に推薦いたします。

【会長職務代理者：愛知県議会議員 丹羽洋章】

ありがとうございました。

ただいま、川野委員から秀島委員を会長候補として推薦するとの御発言をいただきましたが、いかがでしょうか。ほかに御推薦はございませんか。

よろしいですか。

ありがとうございます。

ほかに候補者がございませんので、愛知県都市計画審議会会長に秀島委員を選出することとして御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長職務代理者：愛知県議会議員 丹羽洋章】

ありがとうございます。

御異議ないものと認めまして、愛知県都市計画審議会会長を秀島委員にお願いいたします。

これもちまして、私の会長職務代理者としての役目を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【事務局：都市計画課】

ありがとうございました。

ただいま、秀島委員が会長に選出されました。

秀島委員、議長席に御移動をお願いいたします。

(議長席へ移動)

【事務局：都市計画課】

それでは、秀島会長から御挨拶をお願いいたします。

【会長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいま会長に選出いただきました秀島でございます。会長就任に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

まずは、本日の審議会にて会長を仰せつかり、責任の重さに、身の引き締まる思いでございます。

さて、最近の都市計画においては、高度経済成長期にたくさんつくられた都市計画道路、その見直しが迫られております。そうした時代や社会情勢の変化から、人口が、都市機能が郊外に薄く広がっている拡散型の都市構造となっていました。これを、都市中心部への集約を目指す、安定・成熟した新しい集約型都市構造に移行するということに対応が迫られております。さらには、防災・減災、ゼロカーボン、そういった新しいまちづくりの視点も求められています。

そういう中で、新規決定の議案のみならず、見直しや変更、そういうことが審議される議案が増加しておりますので、ますます本審議会の役割は高まっているというふうに捉えております。

こうした中で、地域の活力を維持し、持続可能な都市、まちづくりを進めていくということで、そのあるべき方向を議論する、その場がこの都市計画審議会だと考えております。今後とも愛知県の都市計画の一層の推進に努めてまいりますので、委員の皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、御挨拶とさせていただきます。

【事務局：都市計画課】

ありがとうございました。

それでは秀島委員、引き続き議事の進行をお願いいたします。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

そうしましたら、まず、当審議会会長職務代理者を指名いたします。

愛知県都市計画審議会条例第4条第3項に基づき、愛知県都市計画審議会会長職務代理者として、加藤博和委員を指名いたします。

また、同条例第6条第2項に基づき、愛知県都市計画審議会常務委員会委員として、加藤博和委員、川野紀江委員、梶田悦子委員を指名いたします。

次に、同条例第6条第3項に基づき、愛知県都市計画審議会常務委員会委員長として加藤博和委員を指名いたします。

【事務局：都市計画課】

ありがとうございました。

当審議会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、引き続き会長が務めることとなっておりますので、以後よろしく願いいたします。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまお聞き及びのとおりでございますので、議長を務めさせていただきます。

それでは、会議を進めてまいります。

本日御審議いただきますのは、第1号議案「名古屋都市計画区域区分の変更について」から第9号議案「名古屋都市計画、知多都市計画、豊田都市計画及び西三河都市計画境川流域下水道の変更について」までの9議案でございます。第6号議案「豊田都市計画道路の変更について」及び第7号議案「西三河都市計画道路の変更について」は関連がございますので、一括での御審議をお願いいたします。

それでは、第1号議案「名古屋都市計画区域区分の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【説明者：都市計画課】

都市計画課担当課長の青柳でございます。よろしく願いいたします。着座にて説明いたします。

それでは、第1号議案「名古屋都市計画区域区分の変更について」御説明いたします。

お手元のタブレットを御覧ください。

「次第」のファイルを御覧の方は閉じていただき、各議案が一覧で御覧いただける画面に移動してください。

今回、事案ごとに、議案書、議案概要説明書、図面で1つのファイルにまとめており、意見書が提出された議案は、意見書の概要及び都市計画決定権者の見解のファイルが別途追加され、計2つのファイルにまとめております。

まず、第1号議案をタップしてお開きください。

図面を順次スワイプしていただきますと、議案書は1枚目から5枚目に、議案概要説明

書は6枚目に、図面は7枚目から8枚目にございます。

説明は机上のモニターの画面に沿って進めさせていただきます。タブレットは適宜御覧いただきますようお願いいたします。

なお、紙資料をお持ちの方につきましては、議案書は1ページから5ページ、議案概要説明書は1ページ、図面は第1号議案の図面番号1と2が該当箇所となりますので、適宜御覧ください。

それでは、今回、区域区分の変更について御審議いただく近鉄富吉駅南地区について御説明いたします。

モニターには総括図を映しております。

この総括図は、図面右下の愛知県全図のうち、名古屋都市計画区域に含まれる蟹江町の赤色四角で着色した部分を拡大したものでございます。

今回、市街化調整区域から市街化区域へ区域区分の変更を行う場所は、画面中央やや左の赤色斜線で示しております近鉄富吉駅南地区、面積約20.8haでございます。

本地区は、画面上の近鉄名古屋線の富吉駅から南東に約1km、また、蟹江町役場から南西に約2kmに位置しております。また、地区北側には都市計画道路国道1号西線、東側には県道大藤永和停車場線が隣接しており、交通の利便性の高い地区でございます。

次に、区域区分の変更を行う区域や理由等を御説明いたします。モニターには計画図を示しております。

赤色の斜線は、近鉄富吉駅南地区の区域を示しております。今回市街化区域に編入する区域は、図の青色破線で囲まれた、蟹江町が都市計画決定する土地区画整理事業の区域のほか、既に都市的土地利用がされている都市計画道路国道1号西線の沿道区域と、地区南側の蟹江町の防災拠点施設が立地している区域で構成されております。

本地区は、蟹江町都市計画マスタープランにおいて市街化区域への編入を進め、土地区画整理事業などにより、主に住宅地として整備予定の区域などを位置づけ、都市基盤整備の進捗に合わせて、駅からの近接性を活かし、日常生活における利便性が確保された良好な住居空間の形成を図る地区と位置づけられております。

蟹江町は世帯数が増加傾向にある中、市街化区域内に低未利用地が少なく、人口密度が高いことから、今回、土地区画整理事業による計画的な市街地整備が見込まれる区域と周辺の都市的土地利用がされている区域について、市街化調整区域から市街化区域へと区域区分の変更を行うものでございます。

本地区が位置する海部南部地域は干拓によって形づくられ市街地が発展してきたという歴史的背景があり、ほぼ全域が海拔0 m以下となっております。こうした地域における市街化区域への編入につきましては、国土交通省が令和3年に策定した「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」の中で、水災害リスクが存在するからといって都市的土地利用を行わないといった極端な結論に陥ることは望ましくなく、都市の構造や歴史的な形成過程、地域の存立または持続可能性、今後の発展性等を総合的に考慮する必要があるとの方針が示されております。また、本地区のまちづくりを推進する蟹江町から、住民の生命と財産を守るために必要な災害対策整備や避難計画などのハード・ソフト両面の災害対策を実施することを確認しております。

県としましては、本地域の歴史や持続的な存立、まちづくりの必要性、蟹江町による災害対策の実施などを踏まえた総合的な判断により、本地区を市街化区域に編入しようとするものでございます。

なお、蟹江町では、土地区画整理事業施行予定地区において事業の支障とならないよう、当面の間を第一種低層住居専用地域と定めることとしております。また、都市計画道路国道1号西線及び県道大藤永和停車場線の一部沿道の区域については第二種住居地域、既に都市的土地利用がされている区域については第一種住居地域を定めることとしております。

以上、これらの案件につきまして、都市計画法第17条に基づき、令和5年11月10日から27日までの間公衆の縦覧に供しましたところ、1名の方から1通の意見書が提出されましたので、その意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解を御説明いたします。

お手元タブレットの第1号議案意見書のファイルをお開きいただき、意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解を御覧ください。なお、モニターにも同じ資料を映しております。

資料は、今回提出されました意見書の要旨を、1. 区域区分について、2. 計画図書について、3. 都市計画決定の手続についてに分類してまとめております。

画面を左へ1枚スワイプしていただき、まず最初に、1. 区域区分について御説明いたします。

意見書の要旨は、計画書において「今後既成市街地になることが見込まれる区域」とされているが、宅地化が特に進んでいるところではない。各地権者任せの開発となり、良好な住環境を実現することはできない。また、過去に実施された土地区画整理事業も失敗しており、本地区はさらに深刻な状況になるため、反対であるでございます。これに対する都市計画決定権者の見解は、国土交通省が公表している都市計画運用指針において、市街

化区域に編入する区域が満たすことが望ましい条件の一つとして、おおむね 10 年で既成市街地になることが見込まれることが挙げられております。本地区は、蟹江町が都市計画決定する土地区画整理事業により今後既成市街地になることが見込まれる区域のほか、既に都市的土地利用がされている区域で構成されておりますとしております。

続きまして、2. 計画図書について、4 つに分けて御説明いたします。

1 つ目の意見書の要旨は、当該都市計画の都市の将来像における位置づけについて、鉄道駅周辺としての利便性しか書かれていない。蟹江町内の 3 つの駅の特徴を十分認識した上で各駅の位置づけを明確に示すことなく、中身のない一般的な言葉の羅列だけの上位計画に基づいた計画であるでございます。これに対する都市計画決定権者の見解は、上位計画として、理由書では、名古屋都市計画区域マスタープラン、第 5 次蟹江町総合計画、蟹江町都市計画マスタープランが挙げられています。これらの上位計画は、それぞれ法令に基づき適切な手法で決定されたものと考えますとしております。

2 つ目の意見書の要旨は、当該都市計画の必要性について、「住工の混在解消と合わせ、面的整備などにより土地利用の整序を図る必要がある」と書かれているが、町内に同様の地区は多くあり、本地区を特別視して市街地整備を実施する必要は全くないでございます。これに対する都市計画決定権者の見解は、本地区は蟹江町都市計画マスタープランにまちづくり推進地区として位置づけられています。また、近鉄名古屋線の富吉駅に近く、一般国道 1 号や西尾張中央道などの道路交通網が整備されているなど、鉄道駅や道路網などの日常生活を支える交通インフラを効果的に活用できる位置にあると考えますとしております。

3 つ目の意見書の要旨は、本地区は、蟹江町内でも標高はとりわけ低い地区で、浸水津波ハザードマップでは、5 分で避難困難水位となる。全国的に自然災害が各地で発生している中、災害対策が計画から全く読み取れない。このような計画は国が目指しているまちづくりに反している。また、本地区の排水施設は農業排水を目的としており、停電時の稼働や排水能力に問題があると聞いている。水平避難も垂直避難も困難な住宅地をつくろうとしているでございます。これに対する都市計画決定権者の見解は、蟹江町はほぼ全域において水災害による浸水リスクが想定されています。こうした中、蟹江町は土地区画整理事業を予定する区域において地盤の高上げや調整池の整備等のハード対策を行うことにより安全性の向上を図ることとしております。また、地区内には緊急避難場所が 2 か所あり、さらに地区内に計画する民間商業施設を緊急避難場所として指定する予定であるとともに、

これら緊急避難場所への誘導案内表示の設置や定期的な防災訓練による啓蒙活動等のソフト対策を行う予定であると聞いております。こうしたハード・ソフト両面の対策により安全性の確保が図られると考えますとしております。

4つ目の意見書の要旨は、幹線道路に県道大藤永和停車場線が位置づけられているが、南側への通過動線ではない。また、公園、調整池、緑地の計画も景観に配慮がなく、魅力を感じないでございます。これに対する都市計画決定権者の見解は、本地区は国道1号に接しており、一般県道大藤永和停車場線は一般国道と信号交差点により接続しているため、地区の骨格をなす幹線道路に位置づけています。公園等の景観への配慮については、区域区分の変更に関する内容ではないと考えますとしております。

最後に、都市計画決定の手續について御説明いたします。

意見書の要旨は、蟹江町は本計画の方針すら一切町民に知らせておらず、住民不在の計画となっている。愛知県は蟹江町に対してもっと技術的な支援をするべきであるでございます。これに対する都市計画決定権者の見解は、本計画は法令に基づき説明会や縦覧等の必要な手續が行われており、適切に町民に周知されていると考えます。蟹江町に対しては引き続き都市計画に関する技術的な支援を行ってまいりますとしております。

以上が、意見書の要旨とそれらに対する都市計画決定権者の見解でございます。

また、本地区について、都市計画法第18条第1項に基づき蟹江町に意見照会を行い、都市計画法第87条に基づき名古屋市と協議しましたところ、それぞれ、異存なしとの回答を得ております。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

【委員：名古屋大学大学院教授 加藤博和】

名古屋大学の加藤です。

これを見たときに、この場所もよく行ったことのあるところですけども、とても低い、標高マイナス1～2mのところですよ。駅前ですごくいい、そういう意味で交通の便はいいところですけども、やっぱり災害は大丈夫かなというのは非常に思うわけですよ。実際、ハザードマップを見ても、津波も水害も、蟹江町全部そうだとおっしゃるとしたらそうなのかもしれないけれども、ここがその中でも低いところに当たるので、危険性が高いと思わ

れると。

それに対して、今日の説明の中で、いろいろと対策されているということをおっしゃって、私自身はそこが疑問だったので、事前に事務局から詳しく対策等を伺いました。いろいろやられることによって危険性を下げることもあるし、そもそもここは危険なところであることは間違いないので、住民の皆さんにも避難していただけるような、周知するとか、そういう周知をきちんとやるということをおっしゃっていたということですが、個人的には、そういうふうに周知をきちんとしないと安全に住めないところが本当にいいかどうかというのは、ちょっと疑問はあります。

注意点としては、といっても、ここに住んでおられる方も、今家もありますので、ここは、住んでおられる方、これは慣れているというか。ただ、慣れているかどうかもちょうとわからない。伊勢湾台風とかはずっと前のことなので。ただ、その後も浸水は何回もあったようですけれども。とはいえ、住んでる方であったら、ここはこういうところだというのはわかっておられると思うんですけれども、新しく来られた方は、言ってみれば普通に平地なので、川も見えませんが、ここが標高0m地帯、マイナスであるということあまり実感できないと思うんですよ。

そういうことをきちんと注意して、今いろいろと説明を受けたように、対策いろいろやられるということをおっしゃっておられますけれども、それだけで十分だと思わないで、いろんな対策をされ、それから、この場所に住むのには一体何を注意したらいいかということもわかっていただいて住んでいただくということが、この市街化区域にしていくのに必要なことじゃないかなと思っています。

蟹江町として、これでいいというんだったら別にいいんだと思うんですけれども、今蟹江町民じゃない方、ここを知らなくて住まれる方が同じような認識を共有してここに住んでくれるように、あるいはそんな認識までしなくても住めるような場所にするという努力をしていただきたいなというのがお願い。

なので、これ自体はいいと思うんですけれども、そういう懸念を私は持ったということです。

あともう1個あって。第一種低層住専にするということですが、そういう低いところなので、低層だと逃げるところが、2階に逃げても駄目ってなる可能性がありますよね。ここに防災拠点があるからいいといっても、そこだって低いんですよ。

なので、防災拠点は、例えば、私、津波がよく来る三重県の南部のほうとかの仕事が多

いんですけれども、そういうところだと、タワーとかそういうものをきちんと設置していると。みんな、本当にそこにすぐに逃げられるように、本当に意識を高めているということです。そういうことは本当にとっても大事なことで、周りから1mとかそのぐらい上げていからいいということじゃなくて、本当にここに逃げられるところがあるということをきちんとやっていくことが。わかりますよね。私が言っていることが大げさだったら大げさと言ってもらえばいいんですけれども、そういうことも必要じゃないのかと思います。

防災拠点をどういうふうにしていくかということは、聞いていないのでわかりませんが、僕はそういうこともやるべきじゃないのかなということもちょっと思っています。

あとは、嵩上げというのは、これも専門じゃないから必ずしも正確じゃないかもしれませんが、やはり液状化は心配になるところですよ。地震が起こると津波が来るとなると。なので、その辺の対策をどういうふうに行われるかってこともちょっと確認しておきたいです。

とりあえず、以上お願いします。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ありがとうございます。

事務局、御回答いただけますでしょうか。

【説明者：都市計画課】

御質問、3点があったかなというふうに思います。

まず1点目、新しく住まれる方に十分周知するとともに、それだけで十分だと思わないでということでございます。

御指摘のとおり、新しく住まれる方は何も知らないで住まれるということがないように。

まず、本地区のまちづくりは、地域の合意形成が整い、土地区画整理事業により開発を進めたいという蟹江町からの申出を受けて、県が区域区分を変更するものでございます。土地建物の被害、あるいは人命もですけれども、そのリスクにつきましては、新しく住まれる方、土地や建物の契約を締結するあるいは入居の契約される前には重要事項説明が義務づけられております。また、蟹江町といたしましても、災害ハザードマップ等を十分周知して、理解していただいた上で住んでいただくということに努めるということを確認しております。避難誘導等避難対策などにつきましても、蟹江町としてはしっかり考えていかれるというふうに確認をしております。

それから2点目、区画整理事業を行うところが第一種低層住居専用地域ということを用意しているということでございます。

低層な住宅ということですが、土地区画整理事業を施行する場合は、仮換地指定するまでの間は、まず第一種低層住居専用地域という一番厳しい規制をかけて開発が進まないようにしておいて、区画整理事業が進んできた段階で本来の用途地域に変更するということを用意しております。また、地区内には民間商業施設も計画しておりますので、そこを避難場所としていく予定というふうに聞いておりますので、事業が進んできた段階で、また用途地域については検討していくということでございます。

それから、嵩上げをしていくんですが、液状化対策はどうされるかということですが、液状化につきましては、想定最大規模の地震が起きた場合には、蟹江町のほぼ全域が液状化の可能性が極めて高い地区ということが想定されております。蟹江町といたしましては、基本的には緊急避難場所へ避難するということを考えておりますが、避難場所に接続する道路が液状化して通行困難な状況である場合には、状況が落ち着くまでの間、建物内で垂直避難をしていただきまして、必要に応じ避難場所へ避難していただくという方針としております。

また、蟹江町としましては、災害時に自力で避難することが難しい高齢者等の要配慮者に対しましては、避難行動要支援者への登録を促し、地域の支え合い、助け合いによって避難行動要支援者を支援できる仕組みとして、災害時避難行動要支援者登録制度というものを推奨しておりますので、それを活用していくということを考えているということでございます。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

加藤委員、いかがでしょうか。

【委員：名古屋大学大学院教授 加藤博和】

わかりました。

最後の、いわゆる共助、これはやはり今なかなか難しくなっていると思うんですよ。しかも、新しい方が来られるので、そういうものをつくっていくのも大変なことだと思います。

僕は、あんまり共助に頼り過ぎないで、きちんともっと公的な仕組みがあってしかるべきじゃないかと思うし、避難も、液状化して、例えばそこを歩けないとか、そういうことになったら避難できないとか。普通の人だったら5分で余裕でも、お年寄りを連れていっ

たらそうはできない。これ、今回、能登の地震とかでもそういうことはいっぱい言われていますよね。そういうことをきちんと学んで、避難とかというの、単に精神論ではなくて、きちんと逃げられる経路をつくっておくとか、そういうことをかなり配慮しないといけないと思います。

あと、そもそも私もこういうことを言うことははばかれるんですけども、こういうことを言えば言うほど地価は下がるでしょきっと。そんな危ないところだったら嫌だという人が多くなると。せっかく市街化区域に編入するんだったら、高く売れるところじゃないといけない。だとしたら、やっぱりそのためにも、蟹江町が全部危ないからここも危なくていいなんて思わないで、危ないって言っているから、この新しくつくるところは危なくないところにつくっていくという、そういう志でやってほしいなという、そういう思いがあります。

そうならば、ここは駅前ですからとてもいい土地になりますよね。それが、海部地域だったら本当にこれからやっていくべき都市計画じゃないかと思うので。法律にそんなことを求められてないとか、これはこれで、僕の言っていることは極端なことかもしれないですけども、やっぱりそういうふうに思って、ここは、市街化区域にされるんだったらやっていただきたいなと。後になってこんなはずじゃなかったと思う人が決して出ないように、これをやって蟹江町は本当によかったと思えるようなことをやっていただくことをここで強制することはできないですけども、私はそれを望んで、言いたいことを言ったということですが、いかがですかね。どうでしょうか。

そんなことを考えてみてくださいというお願いです。

【説明者：都市計画課】

貴重な御意見ありがとうございます。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

お願いします。

【委員：愛知県議会議員 石塚吾歩路】

石塚です。

先ほど事務局が説明してくれた、令和3年の5月に国交省が出した「水災害リスクを踏まえた防災のまちづくりのガイドライン」の中で、説明がさらっとだったんで、私も手元

にあるんですが、水災害リスクが存在するからといって都市的土地利用を行わないといった極端な結論に陥ることは望ましくなく、水災害リスクに加えて、都市の構造や歴史的な形成過程、そして地域の存立また持続可能性、今後の発展性等の要素を総合的に考慮する必要があるという流れの中で、私も地元なので少し触れさせていただきたいんですが。

今加藤委員も、専門的な見地も含めていろいろ御指摘をいただき、御心配をいただきました。蟹江町はこのところに平成19年3月に、実は県立蟹江高校というものがありまして、海南高校との統合により、廃校に蟹江高校がなっているんですね。平成25年度に高校跡地を県から町が取得して、平時は社会教育施設として、災害時は防災拠点となる、蟹江町希望の丘広場を整備したんです。これにより地域の防災機能が強化されたことから、この地域でのまちづくりを進める大きなきっかけになっています。

先ほど来事務局から説明があるように、近鉄の富吉駅、名古屋へ行くのにも非常に便利で、近くて、また道路網もしっかりしている流れの中で、令和3年3月に公表した蟹江町の都市計画マスタープランにおいても、先ほど説明しました希望の丘広場周辺をまちづくり推進地区と位置づけまして、区画整理事業による都市基盤整備に取り組むことを明確にしたという経緯があるんですね。

私も議員をやらせていただいて今4期目なので、この流れは全て、当初から知っておりまして、非常に時間をかけて、地域住民、地権者、いろんな話合いの流れの中で町として決定して今日に至っていると。

先ほど、意見書のいろんな意見がございましたが、これ、個別の名前はさておき、大体どんな人が言っているんだなって私は実は想像がつくんんですが、決してこれは町民全ての意見でもなく。もちろん、全部否定するわけではないですが、全然、まちづくりの考え方を全然住民に知らしめてないなということも言っておりましたが、そんなことはなく、きちんと説明会やいろんな話合いの場ということもございます。

ただ、先ほど加藤委員のお話の中でも、都市計画の編入とか変更の部分に関しては私は問題ないと思いますし、逆に、先ほども言ったように、そういう歴史的な背景だとか、あまりにも危険なことを過度に取り上げ過ぎちゃうと、例えば液状化一つ取ってみると、尾張エリアでは高橋先生の御地元の一宮市でもそうですし、稲沢市、岩倉、北名古屋市、清須市、名古屋市、当然、我々の地域の海部エリアは全部ですし、例えば、今日丹羽先生おみえになりますけれども、東三河エリアでは豊橋なんかでもすごい液状化するんですね。だからといっていいんだということは、本当にそんなつもりはさらさらございません。本

当に加藤先生の言われるとおりでと思います。

これはもちろんハードの部分もしっかりとやっていかなければならないと同時に、ソフトの部分も、今御指摘あったようにきちっとやっていかなければなりませんし、私も議会では、広域避難というような、いわゆる町村を超えて、もう少し海部地域全体で考えていかないかんのじゃないのかとか、この地域は高速道路が一番高いところなので高速道路に避難させるようにしろだとか、いろんな話も言っていますし、今、治水のほうも、流域治水なんていう言葉があるので、いわゆるソフトのほうもしっかりと同時進行でやっていかなければならないなと思います。

何が言いたいかという、新しく住まわる人も含めた生命や財産を守っていくというのが大事な要素なんで、少し都市計画審議会の議案の案件要素とは違うのかもしれませんが、今の委員の御指摘はしっかりと受け止めながら、蟹江町にもしっかりと県のほうからも指導してほしいなと思います。

もし御意見があればお願いいたします。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

事務局、いかがでしょうか。

【説明者：都市計画課】

県といたしましても、蟹江町に対しまして、こういった0m以下の地域で市街化区域に編入していくということでございますので、しっかりとした水災害に対するソフト、あるいはハード、両面の対策をしっかりしていただけるように、県としてもしっかり助言、指導をまいります。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ほかにいかがでしょうか。

そうしましたら、御意見、御質問ないようですので、採決します。

第1号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第1号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第2号議案「豊田都市計画区域区分の変更について」を上程いたします。県当局の説明を求めます。

【説明者：都市計画課】

それでは、第2号議案「豊田都市計画区域区分の変更について」、引き続き青柳より御説明申し上げます。

お手元のタブレットを御覧ください。第1号議案のファイルを閉じて、第2号議案をタップしてお開きください。

画面を順次スワイプしていただきますと、議案書は1枚目から5枚目に、議案概要説明書は6枚目に、図面は7枚目から8枚目にございます。

なお、紙資料をお持ちの方につきましては、議案書は7ページから11ページ、議案概要説明書は2ページ、図面は第2号議案の図面番号1と2が該当箇所となりますので、適宜御覧ください。

それでは、今回、区域区分の変更について御審議いただく福谷広久伝地区について御説明いたします。

モニターには総括図を映しております。

この総括図は、画面右下の愛知県全図のうち、豊田都市計画区域に含まれるみよし市北部の赤色四角で着色した部分を拡大したものでございます。今回、市街化調整区域から市街化区域へ区域区分の変更を行う場所は、画面中央上の赤色斜線で示しております福谷広久伝地区、面積約4.5haでございます。

本地区は、画面中央の名鉄豊田線三好ヶ丘駅から北西方向へ約200mに位置しております。また、地区西側には都市計画道路黒笹線、都市計画道路豊田知立線、東側には県道豊田知立線が隣接しており、交通の利便性の高い地区でございます。

次に、区域区分の変更を行う区域や理由等を御説明いたします。

モニターには計画図を映しております。赤色の斜線は福谷広久伝地区の区域を示しております。

本地区は、駅や幹線道路に近接した交通利便性の高い地区であり、みよし市まちづくり基本計画において、将来の人口を踏まえながら土地区画整理事業、地区計画などを活用した計画的な住宅地形成を目指す住居系の新市街地検討ゾーンに位置づけられ、周辺環境との調和を前提とした計画的な住宅開発を進めるものとされている地区です。

今回、みよし市が同時に決定する地区計画に基づき民間事業者による計画的な市街地形成の開発が行われる区域について、市街化調整区域から市街化区域へと区域区分の変更を行うものでございます。

なお、用途地域につきましては、第1種住居地域、容積率200%、建蔽率60%を、今回の区域区分の変更に合わせてみよし市が定めることとしております。

以上、この案件につきまして、都市計画法第17条に基づき、令和5年11月10日から27日までの間公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、本地区について、都市計画法第18条第1項に基づき、みよし市に意見照会を行いましたところ、異存のない旨の回答を得ております。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第2号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第2号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

ここで、区域区分に関する議案の審議が終了いたしましたので、臨時委員の中根委員には御退席いただきます。どうもありがとうございました。

(臨時委員退席)

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

続きまして、第3号議案「名古屋都市計画道路の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【説明者：都市計画課】

都市計画課の課長補佐の小島と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。失礼いたします。

それでは、第3号議案「名古屋都市計画道路の変更について」御説明させていただきます。

まず、タブレットの3号議案のファイルをお開きください。3号議案のファイルでございます。資料の説明をさせていただきます。

紙資料をお持ちの方は、紙資料で御確認ください。

まず、ページ番号につきましては中央下部に記載しておりますので、そのページで御確認ください。ページ番号1ページから5ページが議案書となっております。6ページが議案概要説明書となっております。7ページから11ページが図面となっております。

それでは、説明に移らせていただきます。

初めに、7ページをお開きください。モニターにも同じ図面を表示しております。

7ページは、名古屋市の北西部に位置します清須市付近の総括図となっております。

第3号議案で提案させていただきます都市計画道路及び周辺の状況についてまず説明させていただきます。

画面中央下、オレンジ色の丸印で示しておりますのが清須市役所となっております。画面中央、上から下に白黒線で南北に示しておりますのが JR 東海道本線及び東海道新幹線となっております。画面中央下の枇杷島駅から右に黒の点線で示しておりますのが城北線となっております。画面中央左下から右に紫色の実線で示しておりますのが1・4・2号高速名古屋環状2号線でございます。そして、画面上部から下向きに名古屋方面に赤色の点線で示しておりますのが、今回都市計画変更を予定しております清洲ジャンクションから南側の1・4・7号高速3号線及び清洲ジャンクションから北側の1・3・11号名岐道路でございます。

名古屋都市計画道路1・4・7号高速3号線は、高速名古屋環状2号線、いわゆる名二環の清洲ジャンクションから名古屋中心部を經由して、名古屋市の南、伊勢湾岸自動車道に接続する自動車専用道路です。名古屋都市計画道路1・3・11号名岐道路は、高速3号線の先線として清洲ジャンクションから北に、一宮市まで延伸した自動車専用道路です。高速3号線及び名岐道路のうち、名二環との交差部で紫色の丸で示しておりますのが清洲ジャンクションであり、南北に1か所ずつ赤丸で示しておりますのが、今回都市計画変更を行います箇所でございます。

1枚おめくりいただきまして、8ページを御覧ください。計画図1でございます。

8ページでございますが、こちらは計画図1でございまして、まず、高速3号線から説明させていただきます。

こちらの計画図は清洲ジャンクションの南側の図面でありまして、画面中央、黄色及び赤色の線で示しておりますのが高速3号線の変更箇所でございます。黄色の線が変更前、赤の線が変更後の区域を示しております。当該箇所の変更は一部区間の区域の変更でありまして、延長94mの区間において名二環から合流部付近の幅員を19.04mから22.75mに

変更するものでございます。

1枚めくっていただきまして、参考図1です、9ページを御覧ください。9ページでございます。

この図面は、右側が北で一宮方面、左側が南で名古屋方面となります。

上側の図では変更前を示しております。これまでの高速3号線では、本線上にありますピンク色の料金所において、青色矢印で示している名岐道路本線から直進する交通と黒の矢印で示している名二環や国道22号から流入する交通については、それぞれの交通を区別せずに通行しておりました。

しかし、名古屋高速道路において現金を支払う車両の料金徴収方法を入り口で徴収することに統一したことから、下側の変更後の図のとおり、青色の名岐道路本線からの車両は既に入り口で料金を徴収しているために、これに対する料金所は不要となり、撤去することといたしました。これに伴い、名岐道路から名古屋方面の高速3号線の直線交通は本線料金所における減速がなくなり、速度は上がることとなりますが、黒色の名二環から高速3号線に合流する交通とは速度の差が生じます。安全に合流するためには既存の加速車線では長さが不足しており、加速車線長を確保するために、今回、赤色着色の区域を拡幅するものでございます。

1枚めくっていただきまして、計画図2でございます。10ページを御覧ください。10ページでございます。

続きまして、名岐道路について説明させていただきます。

こちらの計画図は清洲ジャンクションの北側の図面であり、画面中央、黄色及び赤色の線で示しておりますのが名岐道路の変更箇所でございます。黄色の線が変更前、赤色の線が変更後の区域を示しております。

当該箇所の変更は一部区間の区域の変更でありまして、延長114mの区間において新設料金所付近の幅員を9.6mから12.3mに変更するものでございます。

1枚めくっていただきまして、参考図2でございます。11ページを御覧ください。11ページでございます。

こちらの図面も、右側は北で一宮方向、左側が南で名古屋方面となります。

上側の図で示しております変更前の名岐道路では、これまで名二環から北の一宮方面へ流入する交通については、料金は出口で徴収しておりました。しかしながら、先ほど述べましたように、名古屋高速道路の料金徴収方法を入り口徴収に統一したことに伴い、下側

の変更後の図にてピンク色で示している入り口料金所を設置することとしたため、設置するために必要な赤色着色の区域を拡幅するものでございます。

以上が、高速3号線及び名岐道路の変更内容でございます。

なお、これらの案件につきまして、都市計画法第17条の規定に基づき、令和5年10月3日から10月18日までの間公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法18号第1項の規定に基づき清須市に意見照会いたしましたところ、異なる旨の回答を得ております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第3号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第3号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第4号議案「尾張都市計画道路の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【説明者：都市計画課】

続きまして、第4号議案「尾張都市計画道路の変更について」御説明させていただきます。

まず、タブレットの4号議案のファイルを開きください。4号議案のファイルでございます。資料の説明をさせていただきます。

紙資料をお持ちの方は、紙資料で御確認ください。

まず、ページ番号につきましては中央下部に記載しておりますので、そのページで御確認ください。

ページ番号1ページから4ページが議案書となっております。5ページが議案概要説明書、6ページから7ページが図面となっております。

それでは、説明に移らせていただきます。

今回御審議いただく案件は、平成 30 年度に策定いたしました「愛知県都市計画道路見直し方針」に基づき、江南市内における長期未着手の都市計画道路について必要性等を検証し、地元調整など準備が整った路線について、一部区間の廃止を行うものでございます。

初めに、6 ページをお開きください。モニターにも同じ図面を示しております。

6 ページは、尾張北部地域となります江南市付近の総括図になっております。

4 号議案で提案させていただきます都市計画道路及び周辺の状況についてまず説明させていただきます。

画面上のオレンジの丸印で示しておりますのが、左側下寄りに江南市役所、中央下寄りに大口町役場、そして中央上寄りが扶桑町役場となっております。画面中央、左下から右上に黒の点線で東西方向に示しておりますのが名鉄犬山線となっております。画面右側、下から右上に青色の実線で示しておりますのが国道 41 号でございます。画面上部、右から左に薄い青色で示しておりますのが木曽川でございます。さらに、画面上部に肌色で点滅しておりますのが、現在建設が進んでおります（仮称）新愛岐大橋でございます。そして、画面上部、木曽川に架かります愛岐大橋から右下の国道 41 号まで赤色の点線及び実線で示しておりますのが、今回都市計画変更を予定しております 3・4・8 号愛岐大橋線でございます。愛岐大橋線のうち、画面一番上の赤色実線で示しておりますのが、今回一部区間の廃止の都市計画変更を行う区間でございます。

尾張都市計画道路愛岐大橋線は、岐阜県と名古屋市方向との交通を円滑に処理するため、昭和 40 年に都市計画決定されました。その後、幅員の変更などを経て、現在は計画幅員 18m の幹線街路となっております。

整備状況といたしましては、赤色の点線で点滅表示している名古屋江南線との交差部から南側の終点、国道 41 号までの区間は整備済みとなっております。

それでは、一部区間の廃止を行う区間について御説明いたします。

計画図でございます。

画面中央の黄色の実線で点滅表示しておりますのが愛岐大橋線の廃止区間でございます。今回都市計画道路を廃止する愛岐大橋までの区間については未整備となっておりますが、現地写真を表示しておりますように、主要地方道江南関線が現況幅員約 13m の両側歩道を有する形で供用されております。また、木曽川上流側約 1 km 先には、先ほど御説明した箇所、愛岐大橋線の建設が進んでおり、下流側 3 km 先には神明小網橋の架け替えが完了しており、愛岐大橋に集中しておりました交通量は減少する見込みであります。

以上のことから、本都市計画道路変更区間については、現道及び周辺道路の整備状況により代替性を有していると考えられることから、愛岐大橋線のうち、黄色線に表示しております未整備の約 300m 区間について、今回都市計画を廃止するものでございます。

以上が、江南市の都市計画道路の変更の説明でございます。

なお、この案件につきまして、都市計画法第 17 条の規定に基づき、令和 5 年 11 月 10 日から 11 月 27 日までの間公衆の縦覧に供しましたところ、2 団体、計 2 通の意見書の提出がございました。

お手元のタブレットの第 4 号議案意見書のファイルをお開きいただき、意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解を御覧ください。なお、モニターにも同じ資料を映しております。

画面を左にスワイプしていただき、変更の理由に関することについて説明いたします。

番号 1-1 は、愛岐大橋線の廃止に賛成であるという御意見でございます。これに対する見解といたしましては、御意見を参考に手続を進めてまいりますという見解でございます。

番号 1-2 は、将来交通量推計値やその根拠を公表すべきであるという御意見でございます。これに対する見解といたしましては、愛岐大橋線については、現在事業中の（仮称）新愛岐大橋を含めた将来交通ネットワークへの交通分散を踏まえ、一部区間の廃止の影響を検証しておりますが、計画の廃止、変更等を検討するに当たっては、都市計画上の必要性、歴史・文化資源、環境などへの影響、周辺道路への代替性などの項目により総合的に評価しているため、個別の交通量推計は公表しておりませんという見解でございます。

番号 1-3 は、愛知県内の都市計画道路について、市町村ごとに路線数、未整備路線数、未整備延長を公開すべきであるという御意見でございます。これに対する見解といたしまして、都市計画道路の見直しの検討においては、路線ごとに整備済み区間と未整備区間に細分化し、必要性及び実現性に関する評価を行っております。市町村ごとの整備状況は、年 1 回の調査により、整備済み、未整備の延長を集計し公開しておりますという見解でございます。

以上が、意見書の要旨と都市計画決定権者の見解でございます。

また、都市計画法第 18 条第 1 項の規定に基づき江南市に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。木曾川を挟んだ岐阜県にも意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第4号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第4号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第5号議案「知多都市計画道路の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【説明者：都市計画課】

続きまして、第5号議案「知多都市計画道路の変更について」御説明させていただきます。

まず、タブレットの第5号議案のファイルをお開きください。第5号議案のファイルでございます。資料の説明をさせていただきます。

紙資料をお持ちの方は、紙資料で御確認ください。

ページ番号につきましては中央下部に記載しておりますので、そのページで御確認ください。まず、ページ番号1ページから4ページが議案書となっております。5ページが議案概要説明書となっております。6ページから8ページが図面となっております。

それでは、説明に移らせていただきます。

初めに、6ページをお開きください。モニターにも同じ図面を示しております。

6ページは、知多地域にあります阿久比町及び半田市付近の総括図となっております。

第5号議案で提案させていただきます都市計画道路及び周辺の状況についてまず説明させていただきます。

画面中央の上、オレンジの丸印で示しておりますのが阿久比町役場、画面下が半田市役所となっております。画面中央、上から下に黒の点線で南北方向に示しておりますのが名鉄河和線となっております。また、画面右、上から中央下に白黒線で南北方向に示しておりますのがJR武豊線となっております。画面中央、左上から下に紫色の実線で示しておりますのが知多半島道路。その上下に紫色の丸印で示してありますのが阿久比インターチェンジと半田中央ジャンクションでございます。そして、画面上部、紫色の知多半島道路付

近から東側、阿久比町役場付近を通り、半田市方向に赤色の点線及び実線で示しておりますのが今回都市計画変更を予定しております3・4・33号矢高横川線でございます。矢高横川線のうち、赤色実線で示しておりますのが今回都市計画変更を行う区間で、阿久比町宮津地区から半田市南大矢知町の区間であり、現在未整備となっております。

1枚おめくりいただきまして、7ページを御覧ください。7ページでございます。こちらは計画図でございます。

画面中央、上から下へ黒色の点線で示しておりますのが行政区域界。左側が阿久比町、右側が半田市でございます。そして、画面中央、黄色及び赤色の線で示しておりますのが3・4・33号矢高横川線の変更箇所でございます。黄色の線が変更前、赤色の線が変更後の区域を示しております。

今回の変更は一部区間の線形変更でありまして、延長1,160mの区間において道路の線形を変更するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、8ページを御覧ください。8ページでございます。

具体的な変更内容について説明させていただきます。

変更のポイントは2点ございます。

まず、1点目です。土地改良事業区域内の農業用ため池への影響についてです。本路線の北側に隣接しまして農業用のため池が位置しております。緑色の点線で囲われた区域は、阿久比町の宮津地区で予定されている土地改良事業の区域となっております。矢高横川線はこの土地改良事業区域内に位置しておりますが、黄色の現計画で施行した場合には、計画道路が農業用ため池に縦断的に大きく影響いたします。このため、土地改良事業で必要となる農業用ため池の影響を低減するよう、矢高横川線について曲線区間の位置を変え、道路線形を変更するものでございます。

続きまして、2点目のポイント。行政区域界における線形の不整合についてです。今回の変更区間は阿久比町と半田市の2市町にまたがっておりますが、その行政区域界において線形が不整合となっております。図面の赤い丸でございます。昭和41年当時の両市町における計画図作成時の錯誤と考えられますが、今回の変更において矢高横川線の道路線形を変更することで、行政区域界における線形の不整合をなくするものでございます。

次に、道路の幅員構成について説明させていただきます。

幅員構成は一般部幅員のみとなっております。総幅員16mに変更はございません。

以上が、矢高横川線の変更内容の説明でございます。

なお、本案件につきまして、都市計画法第 17 条の規定に基づき、令和 5 年 11 月 10 日から 11 月 27 日までの間公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第 18 条第 1 項の規定に基づき阿久比町及び半田市に意見照会しましたところ、異存ない旨の回答をいただいております。

よろしく御審議をお願いいたします。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第 5 号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第 5 号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

長時間の審議となっておりますので、ここで休憩といたします。

現在の時刻が 15 時 20 分ですので、どうしましょう、15 時 25 分でもいいですかね。5 分休憩としたいと思います。15 時 25 分になりましたらお戻りください。

(休憩 午後 3 時 20 分)

(再開 午後 3 時 25 分)

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

それでは、審議を再開いたします。

続きまして、第 6 号議案「豊田都市計画道路の変更について」及び第 7 号議案「西三河都市計画道路の変更について」の 2 議案を一括上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【説明者：都市計画課】

都市計画課課長補佐の伊藤でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。失礼します。

第 6 号議案「豊田都市計画道路の変更について」及び第 7 号議案「西三河都市計画道路の変更について」の 2 案件は関連がありますので、一括で御説明させていただきます。

タブレットの第 6・7 号議案のファイルを開きください。第 6・7 号議案のファイルでございます。資料の説明をさせていただきます。

紙資料をお持ちの方は、紙資料で御確認ください。

ページ番号につきましては中央下部に記載しておりますので、そのページで御確認ください。まず、ページ番号1ページから4ページと6ページから9ページが議案書となっております。5ページ及び10ページが議案概要説明書となっております。11ページから15ページが図面となっております。

それでは、説明に移らせていただきます。

初めに、11ページをお開きください。モニターにも同じ図面を表示してございます。

11ページは、西三河地域であります豊田市南部、岡崎市北西部及び安城市北部付近の総括図となっております。

第6号及び第7号議案で提案させていただきます都市計画道路及び周辺の状況についてまず御説明させていただきます。

画面中央、左から右下に黒の点線及び青色の実線で東西方向に示しておりますのが、名鉄名古屋本線と国道1号でございます。画面上部、左から右に紫色の実線で東西方向に示しておりますのが1・1・1号伊勢湾岸道路でございます。そして、画面中央、南北方向に赤色の点線及び実線で示しておりますのが、今回都市計画変更を予定しております豊田都市計画道路3・4・18号豊田安城線及び西三河都市計画道路3・4・43号豊田安城線でございます。

これらの都市計画道路豊田安城線は、豊田市街地と安城市街地を結ぶ幹線道路です。図面で赤色実線で示しておりますのが、今回都市計画変更を行います区間でございます。北側の豊田都市計画道路3・4・18号豊田安城線のうち、今回都市計画変更する区間は、4車線で都市計画決定されておりますが未整備であり、現在は2車線で供用されております。南側の西三河都市計画道路3・4・43号豊田安城線は2車線で決定されており、2車線で整備・供用済みでございます。また、今回変更する区間の前後区間においては、4車線で都市計画決定されております。

まず、第6号議案「豊田都市計画道路の変更について」御説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、12ページを御覧ください。タブレット12ページでございます。

こちらは豊田市南部の変更区間の計画図でございます。右上が北となります。画面左、上から下に黒の点線で示しておりますのが豊田市と安城市との行政区域界であり、画面左から右に黒の点線で示しておりますのが豊田市と岡崎市との行政区域界でございます。そ

して、画面中央、黄色及び赤色の線を表示しておりますのが豊田都市計画道路 3・4・18 号豊田安城線の変更箇所でございます。黄色の線が変更前、赤色の線が変更後の区域を示しております。

今回の変更は一部区間の区域変更でありまして、延長 1,600mの区間において、現計画幅員 20mに対し、一般部の幅員を 22.75m、また、交差点部の幅員を 25.75mに変更するものでございます。

1枚めくっていただきまして、13ページを御覧ください。13ページでございます。ここからは具体的な内容について説明させていただきます。

変更のポイントは1点でございます。

自動車、自転車及び歩行者の安全性と快適性の向上についてです。上段に表示していません変更前の標準横断においては自転車の通行空間が独立して確保されておりましたが、今回、利用者の安全性と利便性の向上を図るため、自転車と歩行者の交通を分離し、自転車通行空間と歩道の幅員を確保しております。歩道を 2.5m、歩道と分離した自転車通行帯等を 1.5mとして整備してまいります。また、車線の数が4以上ある道路においては中央帯を設ける必要があるため、合わせて 1.75mの拡幅を追加し、利用者の安全性と交通の円滑性向上を図るものでございます。これらを実施することで、一般部は現計画幅員 20mに対して 22.75mの幅員に変更いたします。交差点部幅員は、右折車線幅員として 3m加えた 25.75mの幅員に変更してまいります。

以上が、第6号議案豊田都市計画道路 3・4・18 号豊田安城線の変更内容の説明でございます。

この案件につきまして、都市計画法第 17 条の規定に基づき、令和 5 年 11 月 10 日から 11 月 27 日までの間公衆の縦覧に供しましたところ、2 団体、計 2 通の意見書の提出がございましたので、意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解について御説明いたします。

ここからは、主にタブレットを御覧いただきながら御説明いたします。

お手元のタブレット第 6 号議案意見書のファイルをお開きいただき、意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解を御覧ください。タブレットの第 6 号議案意見書のファイルでございます。なお、モニターにも同じ資料を示しております。

今回提出されました各意見の要旨を取りまとめ、1. 変更の理由に関する事、2. 都市計画道路の構造に関する事、3. その他の、大きく 3 種類に分類して整理いたしました。

まず、1つ目の分類の変更の理由に関することについて御説明いたします。

番号1-1は、将来交通量推計値の根拠を公表すべきであるという御意見でございます。これに対する見解といたしましては、計画交通量は「全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」に基づき、将来の広域的な幹線道路網の整備や周辺の道路網の整備による交通の分散を考慮して将来交通量推計を行っておりますという見解でございます。

続いて、2つ目の分類の、都市計画道路の構造に関することについて御説明いたします。

番号2-1は、歩道の幅員は、変更前が3.5mであったものが2.5mとなっている。自転車通行帯は1.5mであり、どちらも幅員不足ではないか。中央帯を削ってでも安全性を確保すべきであるという御意見でございます。これに対する見解といたしまして、変更前の歩道幅員3.5mを変更後は2.5mとしていますが、自転車歩行者道として歩行者と自転車の通行が混在した計画であったものを、歩道幅員2.5mと自転車通行帯1.5mに分離するものであり、双方の安全性が向上すると考えます。なお、歩道、自転車通行帯及び中央帯の幅員は道路構造令等の法令に基づき決定しておりますという見解でございます。

続いて、3つ目の分類の、その他について御説明いたします。

番号3-1は、縦覧図書の理由書の「都市計画変更の理由」で、幅員変更の内容を記述すべきであるという御意見でございます。これに対する見解といたしましては、理由書の都市計画変更の内容において断面図等を用いて詳細に変更内容を記載しておりますという見解でございます。

以上が、意見書の要旨と都市計画決定権者の見解でございます。

なお、都市計画法第18条第1項の規定に基づき豊田市に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答をいただいております。

引き続き、第7号議案「西三河都市計画道路の変更について」御説明させていただきます。

第6・7号議案のファイルにお戻りください。タブレット第6・7号議案のファイルでございます。

14ページを御覧ください。14ページでございます。

こちらは岡崎市及び安城市内の変更区間の計画図でございます。先ほどと同じく、右上が北となっております。

画面右、上から下に黒の点線で示しておりますのが豊田市、岡崎市及び安城市の行政区境界でございます。画面右、上から下に黒の実線で示しておりますのが3・2・6号名古屋

岡崎線でございます。そして、画面中央、黄色及び赤色の線に表示しておりますのが西三河都市計画道路 3・4・43 号豊田安城線の変更箇所でございます。黄色の線が変更前、赤色の線が変更後の区域を示しております。

今回の変更は、名称の変更、一部区間の車線数の変更及び一部区間の区域変更でございます。

名称を 3・4・43 号豊田安城線から 3・3・43 号豊田安城線に変更するもので、これは、道路の幅員変更により、道路の規模を表す番号が変わるものでございます。

次に、延長約 1,180m の区間において 2 車線の計画を 4 車線とし、現計画幅員 18m に対し、一般部の幅員を 23.75m、また、交差点部の幅員を 26.75m に変更するものでございます。

1 枚めくっていただきまして、15 ページを御覧ください。タブレット 15 ページでございます。ここからは変更内容の説明となります。

具体的な内容について説明させていただきます。

変更のポイントは 2 点でございます。

まず、1 点目です。車線数についてです。現在、上段の変更前横断図のとおり当該区間は 2 車線で決定されておりますが、朝夕のラッシュ時を中心に、慢性的な交通渋滞が発生しております。また、本西三河地域では自動車を中心とした産業が集積しているため、今後も交通量が増加することが見込まれております。このことから、将来においても増加が予想される交通需要に効率よく対処するため、下段の変更後横断図のとおり、2 車線から 4 車線に変更するものでございます。

続きまして、2 点目のポイント。自動車、自転車及び歩行者の安全性と快適性の向上について御説明させていただきます。上段に表示しています変更前の標準横断においては自転車の通行空間が独立して確保されておりましたが、今回、利用者の安全性と利便性の向上を図るため、自転車と歩行者の交通を分離し、自転車通行空間と歩道の幅員を確保しております。歩道を 2.5m、歩道と分離した自転車通行帯を 1.5m として整備してまいります。また、車線の数 4 以上ある道路においては中央帯を設ける必要があるため、合わせて 1.75m の拡幅を追加し、利用者の安全性と交通の円滑性向上を図るものでございます。これらを実施することで、一般部は現計画幅員 18m に対して 23.75m の幅員に変更いたします。交差点部幅員は、右折車線幅員として 3m 加えた 26.75m の幅員に変更してまいります。

以上が、第7号議案西三河都市計画道路3・3・43号豊田安城線の変更内容の説明でございます。

この案件につきまして、都市計画法第17条の規定に基づき、令和5年11月10日から11月27日までの間公衆の縦覧に供しましたところ、1名・2団体、計3通の意見書の提出がございましたので、意見書要旨及び都市計画決定権者の見解について御説明いたします。

ここからは主にタブレットを御覧いただきながら御説明いたします。

お手元のタブレット第7号議案意見書のファイルをお開きいただき、意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解を御覧ください。タブレットの第7号議案意見書のファイルでございます。モニターにも同じ資料を示しております。

今回提出されました各意見の要旨を取りまとめ、1. 変更の理由に関すること、2. 都市計画道路の構造に関すること、3. その他の、大きく3種類に分類して整理いたしました。

まず、1つ目の分類の、変更の理由に関することについて御説明いたします。

番号1-1は、交通量が増加するからという理由で道路の拡幅を行うのは根本的な解決とはならないため、拡幅は必要ではないという御意見でございます。これに対する見解といたしまして、将来計画交通量に応じた適切な車線数及び幅員を道路構造令等の法令に基づいて決定しておりますという見解でございます。

番号1-2は、将来交通量推計値の根拠を公表すべきであるという御意見でございます。これに対する見解といたしましては、計画交通量は「全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」に基づき、将来の広域的な幹線道路網の整備や周辺の道路網の整備による交通の分散を考慮して将来交通量推計を行っておりますという見解でございます。

続いて、2つ目の分類の、都市計画道路の構造に関することについて御説明いたします。

番号2-1は、これまで停車帯として利用されていた部分を自転車通行帯とするのは、車両も不便であり、自転車も危険であるため、安全な構造とすべきであるという御意見でございます。これに対する見解といたしましては、今回の変更区間は工業地域及び市街化調整区域であることから、沿道の商業施設への出入りや荷さばき等による車両の路上での駐停車の需要は見込んでいないため、停車帯は設置いたしません。自転車通行帯の幅員につきましては、道路構造令に基づき1.5mを確保しておりますという見解でございます。

番号2-2は、歩行者と車両の離隔が小さくなる計画は安全性が低下するため、幅員構成

の変更はするべきではないという御意見でございます。これに対する見解といたしましては、変更前の歩道幅員 2.75m を変更後は 2.5m としていますが、自転車歩行者道として歩行者と自転車の通行が混在した計画であったものを、歩道幅員 2.5m と自転車通行帯 1.5m に分離するものであり、車道と歩道の離隔は小さくなるものの、安全性は向上すると考えますという見解でございます。

番号 2-3 は、豊田市側の幅員と比較すると、こちらの幅員のほうが 1m 広く計画されているが、幅員が小さいほうが用地買収面積が少ないので事業が早く進むのではないかと。早く 4 車線化して渋滞を解消してほしいという御意見でございます。これに対する見解といたしましては、都市計画道路の幅員につきましては、道路構造令等の法令に基づき、その道路に必要とされる機能に応じた幅員構成を決定しております。安城市及び岡崎市内の変更区間は、豊田市側の変更区間と比べ自転車の通行利用が多く、沿道に民家も立地していることから、今後も比較的多くの自転車の通行利用が見込まれるため、自転車通行空間（路肩含む）として、片側で 0.5m、総幅員で 1m 広い幅員を確保しておりますという見解でございます。

続いて、3 つ目の分類の、その他について御説明いたします。

番号 3-1 は、理由書にはページ番号をつけるべきであるという御意見でございます。これに対する見解といたしましては、今後の参考にさせていただきますという見解でございます。

以上が、意見書の要旨と都市計画決定権者の見解でございます。

なお、都市計画法第 18 条第 1 項の規定に基づき、岡崎市及び安城市に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答をいただいております。

以上、2 案件について一括で御説明いたしました。

よろしく御審議をお願いいたします。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第 6 号議案及び第 7 号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第6号議案及び第7号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第8号議案「東三河都市計画道路の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【説明者：都市計画課】

続きまして、第8号議案「東三河都市計画道路の変更について」御説明させていただきます。

まず、タブレットの第8号議案のファイルをお開きください。タブレット第8号議案のファイルでございます。資料の説明をさせていただきます。

紙資料をお持ちの方は、紙資料で御確認ください。

まず、1ページから4ページ、ページ番号につきましては中央下部に記載しておりますので、そのページで御確認ください。タブレットのページ番号1ページから4ページが議案書となっております。5ページが議案概要説明書となっております。6ページから15ページが図面となっております。

それでは、説明に移らせていただきます。

初めに、6ページをお開きください。モニターにも同じ図面を表示してございます。

6ページは、東三河地域となる蒲郡市及び豊川市付近の総括となっております。

第8号議案で提案させていただきます都市計画道路及び周辺の状況についてまず御説明させていただきます。

画面左側にオレンジ色の丸印で示しておりますのが蒲郡市役所、画面右側に示しておりますのが豊川市役所でございます。画面下部、左から右下に白黒線で東西方向に示しておりますのがJR東海道本線及び東海道新幹線。画面中央、上から右側に示しております黒の点線が名鉄名古屋本線及び豊川線でございます。画面上部上から右に紫色の実線で示しておりますのが東名高速道路でございます。さらに、画面中央、左から右下に青色の実線及び点線で示しておりますのが1・4・1号名豊道路でございます。蒲郡インターチェンジを境にして、青色の実線で示している西側は供用されておりますが、青色の点線で示している東側の豊川が当インターチェンジまでの区間は現在整備中となっております。そして、画面中央、赤色の実線で南北に示しておりますのが、今回都市計画変更を予定しております大塚金野線でございます。豊川市の都市計画道路3・6・407号大塚金野線及び蒲郡市側の都市計画道路3・4・501号大塚金野線は、ラグーナ蒲郡地区北側を通る名豊線と主要幹

線道路の名豊道路を結ぶ路線で、全線にわたって未整備となっております。また、画面下側の赤色の点線で東西に示しておりますのが、大塚金野線に関連して変更を行います 3・3・33 号名豊線でございます。名豊線は、蒲郡市、豊川市、豊橋市の市街地を結ぶ路線です。おおむね整備済みとなっておりますが、今回変更を行う赤い太線で示している区間は未整備となっております。

1 枚おめくりいただきまして、7 ページを御覧ください。タブレット 7 ページでございます。図面の右側が北になります。

今回変更する大塚金野線及び名豊線を索引図により示しておりますが、延長が長いため、南から北に向かって、計画図 1 から 4 に分けてお示しいたします。

1 枚おめくりいただきまして、8 ページを御覧ください。8 ページでございます。

こちらは計画図 1 でございます。画面右側が北となります。

画面中央、上から下に白黒線で示しておりますのが JR 東海道新幹線及び東海道本線でございます。そして、画面中央、黄色及び赤色の線で表示しておりますのが 3・4・501 号大塚金野線及び 3・3・33 号名豊線の変更箇所でございます。黄色の線が変更前、赤色の線が変更後の区域を示しております。

初めに、名豊線における変更についてです。一部区間の区域変更でありまして、大塚金野線との交差点部西側における幅員を 31m から 28m に変更するものでございます。

次に、大塚金野線における変更についてです。この図面では、大塚金野線の変更点のうち 3 点について御説明いたします。

1 点目は名称の変更で、3・4・501 号大塚金野線から 3・5・42 号大塚金野線へ変更するもの。2 点目は、一般部における幅員を 18m から 15m に変更するもの。3 点目は、沿線地域から本線にアクセスするための取付道路部を廃止するものでございます。

1 枚めくっていただきまして、9 ページを御覧ください。タブレットの 9 ページでございます。

こちら、参考図の 1 でございます。

まずは、先ほどの名豊線の変更内容について御説明いたします。

名豊線における交差点部の幅員の変更についてです。

画面中央、下側に大塚金野線と名豊線の交差点がございます。画面左、ラグーナ蒲郡地区から大塚金野線への交通は、変更前は、緑色の矢印で示しているように名豊線を経由し左折して大塚金野線に入ってくることを想定しており、赤丸印の箇所左折専用レーンを

整備する計画で、幅員 31m で決定しておりました。

しかし、交差点南側におきまして水色に着色しております臨港道路が整備されたことから、ピンク色の矢印で示しているルートで行けるようになりました。ラグーナ蒲郡地区から大塚金野線への交通は、名豊線を経由する必要がなくなったため、画面右側に示しました変更後の断面図のとおり左折専用レーンを削除し、幅員 28m に変更するものでございます。

1 枚めくっていただきまして、10 ページを御覧ください。10 ページでございます。こちらは参考図の 2 でございます。

続いて、大塚金野線の変更について御説明いたします。

3 点あるうちの 1 点目は、名称の変更についてです。現在、大塚金野線のうち、蒲郡市内の名称は蒲郡市が決定権者の一連番号 3・4・501 号大塚金野線であります。今後、県道として整備を予定しているため、愛知県決定にて手続を行うこととし、それに伴いまして、愛知県が決定権者の一連番号 3・5・42 号大塚金野線に変更するものでございます。

続きまして、2 点目でございます。周辺の土地利用状況を踏まえ、画面左側に示しましたとおり、変更前の植樹帯や停車帯の削除など幅員構成の見直しを行い、一般部の幅員を 18m から 15m に変更するものでございます。

続いて、3 点目です。1 枚めくっていただきまして、11 ページを御覧ください。11 ページでございます。

画面には、参考図として大塚金野線の計画平面図及び将来完成イメージのパース図を示しております。

イメージパースは、北側から大塚金野線と JR 東海道本線の交差点部やラグーナ地区を望んだもので、図面を右から左に見たものとなっております。変更前においては、現在点滅表示をしております黄色の矢印で示したように、沿道から本線へアクセスするための取付道路を計画しておりましたが、本線のカーブ区間に位置しており、見通しが悪く交通安全上問題があることから、この取付部を廃止いたします。代わりに、JR 東海道本線から少し左に離れたところの赤色の矢印で示している箇所より本線のアクセスが図れる計画へと変更するものでございます。

1 枚おめくりいただきまして、12 ページを御覧ください。12 ページでございます。

計画図に戻りまして、こちらは計画図 2 でございます。

先ほどの計画図 1 の北側の区間となります。こちら右側が北となります。

この区間における大塚金野線の変更内容について御説明させていただきます。

画面右上で、両側に歩道のある区間と片側に歩道のある区間に分かれています。片側歩道区間の一般部の幅員を 14.0m から 11.5m に変更するものでございます。山地部は歩行者や自転車の利用が減少するため、変更前におきましても片側歩道となっております。周辺の土地利用状況を踏まえ、画面左側に示しましたとおり、変更前の植樹帯や駐車帯の削除など幅員構成の見直しを行い、片側歩道の区間の一般部幅員を 14.0m から 11.5m に変更するものでございます。

1 枚おめくりいただきまして、13 ページを御覧ください。13 ページでございます。こちらは計画図 3 でございます。

この区間も山地部であるため、計画図 2 の区間の説明と同様に、片側歩道の区間の幅員を 14.0m から 11.5m に変更するものでございます。

1 枚おめくりいただきまして、14 ページを御覧ください。14 ページでございます。こちらは計画図 4 でございます。

画面中央の 2 点破線は、蒲郡市と豊川市の市境となっております。この区間の大塚金野線の変更は 3 点ございまして、1 点目が、名称を 3・6・407 号大塚金野線から 3・5・42 号大塚金野線へ変更するもの。2 点目が、トンネル部における幅員を 11.25m から 11.5m に変更するもの。3 点目が、トンネル区間の線形を変更するものでございます。

まずは、1 点目の名称の変更について説明いたします。現在、大塚金野線のうち、豊川市内の名称は、豊川市が決定権者の一連番号 3・6・407 号大塚金野線ですが、先ほどの蒲郡市同様、今後は県道としての整備を予定しているため、愛知県決定にて手続を行うこととし、それに伴いまして、愛知県が決定権者の一連番号である 3・5・42 号大塚金野線へ変更するものでございます。

続きまして、2 点目です。トンネル区間についても、前後の道路幅員に合わせた幅員の見直しを行い、図面左側に示しましたとおり、変更前は総幅員 11.25m で計画されておりましたが、11.5m に変更するものでございます。

1 枚めくっていただきまして、15 ページを御覧ください。15 ページでございます。こちらは、参考図 4 でございます。3 点目の変更について御説明します。トンネル区間の線形の変更内容についての御説明でございます。事業実施に当たって、地形・地質に関する詳細調査を実施したところ、変更前の南側のトンネル坑口はオレンジ色の着色で示している崩落後の堆積物が確認され、地盤的に脆弱であること、また、地形的にも今後土石流など

の災害リスクが高い位置であることが判明しました。そこで、より災害リスクの少ない尾根に当たる位置にトンネルの坑口を移動し、それに伴いトンネル区間の線形の変更を行うものでございます。

以上が、東三河都市計画道路の変更内容の説明でございます。

この案件につきまして、都市計画法第 17 条の規定に基づき、令和 5 年 11 月 10 日から 11 月 27 日までの間公衆の縦覧に供しましたところ、1 名・2 団体、計 3 通の意見書の提出がございましたので、意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解について御説明いたします。

ここからは、主にタブレットを御覧いただきながら御説明いたします。

お手元のタブレット、第 8 号議案意見書のファイルをお開きいただき、意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解を御覧ください。タブレットの第 8 号議案意見書のファイルでございます。なお、モニターにも同じ資料を示しております。

今回提出されました各意見の要旨を取りまとめ、1. 変更の理由に関すること、2. 都市計画道路の構造に関すること、3. その他の、3 種類に分類して整理いたしました。

まず、1 つ目の分類の変更の理由に関することについて御説明いたします。番号 1-1 は、大塚金野線の整備について、地域の産業の発展のみを理由としているのかという御意見でございます。これに対する見解としまして、大塚金野線の整備によって、産業の発展のみならず、周辺の交通の円滑化による渋滞の緩和が見込まれますという見解でございます。

続いて、2 つ目の分類の、都市計画道路の構造に関することについて御説明します。番号 2-1 は、現計画では、崩壊・落石等の災害リスクが高い位置にトンネル坑口を都市計画決定したのかという御意見でございます。これに対する見解といたしまして、事業実施に当たり最新の測量技術を用いて地形判読を行った結果、変更前のトンネル坑口は斜面崩壊や落石、土石流などの地形・地質的なリスクが高い位置であることが判明したため、今回変更を行うものですという見解でございます。

続いて、3 つ目の分類の、その他について御説明します。

番号 3-1 は、ラグーナ蒲郡地区の騒音対策や現道の雑草の除去等が完了した後に手続を進めてほしいという御意見でございます。これに対する見解としまして、地域の騒音や除草等は都市計画道路の変更に関する内容ではないと考えます。都市計画道路の手続については、道路の整備に必要な区域をあらかじめ明確にすることを目的としておりますという見解でございます。

番号 3-2 は、策定の経緯の概要に地質調査に関する詳細調査の時期を記載してほしいという御意見でございます。これに対する見解としまして、策定の経緯の概要は、都市計画の法定手続の時期を記載することを目的としておりますという見解でございます。

以上が、意見書の要旨と都市計画決定権者の見解でございます。

なお、都市計画法第 18 条第 1 項の規定に基づき、豊川市及び蒲郡市に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答をいただいております。

よろしく御審議をお願いいたします。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第 8 号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第 8 号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第 9 号議案「名古屋都市計画、知多都市計画、豊田都市計画及び西三河都市計画境川流域下水道の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【説明者：下水道課】

下水道課長の藤村でございます。よろしく申し上げます。説明は着座にて失礼させていただきます。

第 9 号議案「名古屋都市計画、知多都市計画、豊田都市計画及び西三河都市計画境川流域下水道の変更について」御説明いたします。

タブレットの第 9 号議案のファイルを開きください。議案書は 1 枚目から 4 枚目に、議案概要説明書は 5 枚目、新旧対照表は 6 枚目にございます。

なお、紙資料をお持ちの方につきましては、議案書は 39 ページから 42 ページ。議案概要説明書は 9 ページ、新旧対照表は図面の一番後ろに 1 枚ございます。

それでは、説明に移らせていただきます。

流域下水道事業は、県と市町が役割分担し事業を進めています。県は、汚水を処理する浄化センターと汚水を浄化センターまで導く幹線管渠の整備を行います。市町は、各家庭

の汚水を集めて県の幹線管渠に接続するまでの管渠の整備を行っています。

今回御審議いただく境川流域下水道は、刈谷市をはじめ7市2町を対象とし、昭和46年11月に都市計画決定し事業着手し、平成元年4月に供用開始しております。

議案書の3枚目、紙資料をお持ちの方は41ページを御覧ください。

流域下水道において都市計画に位置づける事項としましては、下水道の名称、排水区域として接続する下水道の名称、下水管渠の位置、その他の施設の位置の、4つの事項があります。

今回の変更事項は、排水区域として定めている境川流域下水道に接続する下水道の名称が対象となります。

議案概要説明書を御覧ください。境川流域下水道に接続する7市2町のうち、排水区域の変更をするのはみよし市になります。みよし市都市計画決定の内容と整合を図るため、豊田都市計画、漢字で記載していた「三好」を平仮名で「みよし」公共下水道へ、排水区域の名称を変更するものでございます。

本案件につきましては、都市計画法第18条第1項の規定に基づき、関係市のみよし市に意見照会しましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

どうぞ御審議のほどよろしく申し上げます。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの議案につきまして、御意見、御質問ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第9号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第9号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

本日の審議は以上でございますが、事務局から委員の皆様へ2点御報告したいとの申出がありました。

報告事項は、名岐道路（一宮～一宮木曾川）の手續状況について及び浜松湖西豊橋道路の手續状況についてでございます。委員の皆様には、いましばらく御協力をお願いいたします。

それでは、事務局から報告をお願いします。

【説明者：都市計画課】

都市計画課担当課長の青柳でございます。

報告事項名岐道路（一宮～一宮木曾川）の手續状況について御説明いたします。着座にて失礼いたします。

前回、7月の都市計画審議会において手續状況の報告をしておりますので、その後の状況について御報告させていただきます。

まず初めに、名岐道路の概要について御説明いたします。右肩の番号1のページを御覧ください。

名岐道路は、名古屋都心部から岐阜都市圏域の社会経済活動を支える重要な道路です。今回は、整備が完了しております名古屋高速道路の一宮東出口から東海北陸自動車道の一宮木曾川インターチェンジまでの約7.5kmの区間を延伸して都市計画を定めようとするものでございます。

2ページを御覧ください。都市計画及び環境影響評価手續の流れと進捗について御説明いたします。

昨年7月14日の都市計画審議会以降、7月25日に第5回専門部会を開催し、公聴会の公述意見と都市計画決定権者の見解及び環境影響評価準備書（案）について御審議いただきました。その後、10月から11月に都市計画の案及び環境影響評価準備書の縦覧、環境影響評価準備書の説明会を開催し、今年1月11日の第6回専門部会で環境影響評価準備書の意見書に対する見解について御審議いただきました。

現在は、環境影響評価書の作成に当たり、一宮市長、環境知事に対する意見照会を行っているところでございます。

3ページを御覧ください。昨年10月に開催した環境影響評価準備書の説明会の開催結果について御報告いたします。

一宮市民会館にて25日と28日の2回、準備書の内容について説明いたしました。参加者数は、それぞれ61名と34名で、参加者から、工事中や供用後の騒音、振動、日照阻害による沿道環境への影響、工事中の国道22号の交通渋滞、住民意見を聴く機会を今後も設けてほしいといった意見をいただきました。説明会資料及び質疑応答記録につきましては、県のホームページにて公開しております。

4ページを御覧ください。次に、昨年10月から11月に行った都市計画の案と環境影響

評価準備書に対する意見書の受付結果について御報告いたします。

都市計画の案に対する意見書は9通、準備書に対する意見書は7通提出がありました。意見書の要旨は、環境影響評価の手續、事業の目的及び内容、環境影響評価の手法及び結果、環境保全措置、都市計画に関する内容といったものでした。

5ページを御覧ください。最後に、今後の流れについて御説明いたします。

現在行っている環境知事への意見照会の後、国土交通大臣及び環境大臣への意見照会を行ってまいります。その後、都市計画審議会での審議へと手續を進めてまいります。

以上、名岐道路の手續状況について御報告させていただきました。

引き続き、浜松湖西豊橋道路の手續状況について御説明をいたします。

浜松湖西豊橋道路につきましては、今年度初めての報告となります。

初めに、路線の概要について御説明いたします。右肩の番号1のページを御覧ください。

浜松湖西豊橋道路は、東名高速道路の三ヶ日ジャンクションと三河港区域を相互に連絡するとともに、東名高速道路、新東名高速道路、三遠南信自動車道及び名豊道路等と合わせて広域道路ネットワークを形成する道路でございます。

本路線は、豊橋市、湖西市、浜松市にまたがることから、都市計画決定権者が愛知県、静岡県、浜松市に分かれております。環境影響評価が必要な都市計画であることから、本県では、令和4年9月の都市計画審議会の審議を経て、環境影響評価調査専門部会を設置したところです。

令和5年2月の都市計画審議会では、関係機関との調整を多岐にわたり進める中、調整が整い次第、専門部会を開催していく旨の御報告をさせていただいております。

2ページを御覧ください。本日御報告させていただくのは、本路線のルート帯についてです。

専門部会を設置した令和4年9月の都市計画審議会では、平成30年度から令和3年度まで国により実施された計画段階評価手續にて決定したルート帯案及びインターチェンジ配置案をお示ししておりました。これに対しまして、昨年11月の国の社会資本整備審議会道路分科会中部地方小委員会において、複雑な構造が想定される一部の接続についての検討の範囲を広げるため、赤線で示しましたルート帯案が示されました。これに伴い、本県においても今後、このルート帯案を踏まえ、都市計画及び環境影響評価手續を進めてまいります。

4ページを御覧ください。最後に、今後の流れについて御説明いたします。

先ほどのルート帯案をもとに、今後、都市計画の案を作成するための基本方針（案）と環境影響評価の方法書を作成してまいります。

作成に当たり、準備が整い次第、専門部会を開催する予定でございます。

以上、浜松湖西豊橋道路の手續状況について御報告させていただきました。

【議長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの報告につきまして、御質問がございましたらお願いいたします。

御質問ないようですので、事務局からの報告事項につきましてはこれで終わらせていただきます。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

委員の皆様には、長時間にわたりまして御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、事務局にお返しします。

【事務局：都市計画課】

それでは、以上もちまして令和5年度第2回都市計画審議会を終了いたします。

長時間の御審議いただき、事務局からも御礼申し上げます。ありがとうございました。

（閉会 午後4時11分）